

2012年度アジア知財人材奨学金（国内採用）

募集・推薦要項

財団法人 日本国際教育支援協会

財団法人日本国際教育支援協会（以下「本協会」という。）では、玉堀会のご支援により、「2012年度アジア知財人材奨学金（国内採用）」（以下「奨学金」という。）を下記により募集する。

記

1. 目的

この奨学金は、東京理科大学専門職大学院 イノベーション研究科 知的財産戦略専攻課程に在籍する留学生に対して、奨学金を支給することによって、留学生の経済的不安を緩和し、学習効果を高めることに寄与することを目的とする。

2. 奨学金の提供者及び提供の趣旨

この奨学金の提供者である玉堀会は、知的財産分野において国際的に活躍する意欲を有する、アジア諸国からの優秀な人材の発掘・育成・支援を目的として設立された。

玉堀会は、アジア諸国からの留学生への支援を通じて、知的財産分野における志をもつ人材の育成・支援のため、並びに日本への理解を促進し、日本とアジアの良好な友好関係構築に寄与されたいとして資金を提供された。

3. 応募資格

応募することができる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 2012年4月に東京理科大学専門職大学院 イノベーション研究科 知的財産戦略専攻課程1年次に入学する私費外国人留学生
- (2) インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、中国（香港、マカオを含む）、韓国、台湾、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス、東ティモールのいずれかの国・地域の国籍を有する者
- (3) 「留学」の在留資格を有する者（その予定の者も含む）
- (4) 留学の目的及び計画が明確で、留学効果が期待できる者
- (5) 将来、母国と日本国との友好的交流に資すると期待できる者
- (6) 心身共に健康である者
- (7) 東京理科大学の長の推薦を受けることができる者
- (8) 日本の法を遵守し、不法な活動を目的としない者

4. 採用人数

1名

5. 奨学金

月額50,000円

6. 支給期間

2012年4月より2013年3月までの1年間

7. 推薦方法

- (1) 奨学金を受けようとする者（以下「応募者」という。）は、所定の様式による願書を、在籍大学を通じて、本協会理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。
- (2) 東京理科大学の長は、応募者が3に掲げる応募資格に該当するとともに、学業・人物ともに優秀と認められる者について、8に掲げる推薦書類を、理事長に提出するものとする。

8. 推薦書類

- (1) 願書（別紙様式1） 1通
- (2) 応募者の写真（最近6か月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。） 1葉
- (3) 応募者推薦書（別紙様式2） 1通

9. 推薦締切期日

2011年12月9日（金）（必着）までとする。なお、提出書類は一切返却しない。

10. 選考及び結果の通知

理事長は、8の(3)により推薦された者について、奨学金の提供者と協議の上、受給者を決定し2012年1月上旬を目途に、在籍大学を通じて、受給者に通知する。

11. 奨学金の支給等

奨学金は、別に定める方法により、受給者の銀行口座に送金する。

12. 注意事項等

- (1) 受給者は、奨学金の提供者の要請に従い、交流会・研究報告会等に参加することとする。
- (2) 受給者は、奨学金受給期間中、優秀な成績を修めることができるよう努力しなければならない。
- (3) 受給者は、受給期間中の学習・研究状況などを、成績証明書を添えて在籍大学を通じ、別に定める様式により報告することとする。
- (4) 受給者が、次のいずれか一つに該当した場合には、受給決定が取り消される。
ア. 推薦書類の記載事項に虚偽が発見された場合
イ. この要項に定める事項に該当しなくなった場合
- (5) 受給期間中に、長期欠席、休学又は留年した場合は、奨学金は支給しない。
- (6) 受給期間中に、在籍大学において懲戒処分を受けたり、学業成績が不良であったり、就学態度に問題があると判断されたり、受給決定の際に通知する事項を遵守しない場合等は、奨学金の支給を打ち切ることがある。
- (7) 受給者は、奨学金の返還義務を伴わない。

13. 個人情報の取り扱いについて

奨学金の推薦書類に記載いただいた個人情報については、奨学金事業のために利用され、その他の目的には利用されません。

14. 推薦書類の提出先・問い合わせ先

財団法人日本国際教育支援協会 国際交流課奨学係

〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29

TEL:03-5454-5274 FAX:03-5454-5242 E-mail:ix@jees.or.jp